

## 鶴ヶ島市ゼロカーボン推進補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この告示は、省エネ家電製品等を導入する者に対し、予算の範囲内において鶴ヶ島市ゼロカーボン推進補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、省エネ家電製品等の普及を促進し、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。

2 前項に規定する補助金の交付に関しては、鶴ヶ島市補助金等の交付に関する規則（昭和47年規則第16号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

### (補助対象品目等)

第2条 補助対象となる省エネ家電製品等（以下「補助対象家電製品」という。）の対象品目、条件等は、別表に定めるとおりとする。

2 補助の対象となる経費は、令和6年4月1日以降に購入した補助対象家電製品の本体購入費及び設置工事費（消費税及び地方消費税を含む。）とする。ただし、買換えに伴う既存機器の処分費及び購入店のポイントによる減額分は除く。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、申請日において、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 市内に住所を有する者

(2) 市税を滞納していない者

(3) 本人及びその属する世帯の構成員が、鶴ヶ島市暴力団排除条例（平成24年条例第25号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第3条第2項に規定する暴力団関係者でない者

(4) 本人及びその属する世帯の構成員が、この補助金の交付を受けていないもの。

### (事前申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和6年4月30日までに、様式第1号の鶴ヶ島市ゼロカーボン推進補助金事前申請書により市長に申請するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付申請を

することができる者（以下「交付申請予定者」という。）を決定し、申請者にその旨を通知するものとする。ただし、前項に規定する申請期限までに予算の範囲を超える申請があったときは、抽選により交付申請予定者を決定するものとする。

（交付申請）

第5条 交付申請予定者は、令和6年7月31日までに、様式第2号の鶴ヶ島市ゼロカーボン推進補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 補助対象家電製品の領収書等（購入日、購入費用、購入店及び型番等の機種を特定できる記載があるものに限る。）の写し
- (2) 特定家庭用機器廃棄物管理票の写し（特定家庭用機器（特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第4項に規定する特定家庭用機器をいう。）の買換えの場合に限る。）
- (3) 補助金の振込先口座が確認できる書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、様式第3号の鶴ヶ島市ゼロカーボン推進補助金交付（不交付）決定通知書により申請者にその旨を通知するものとする。

（補助金の交付）

第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定をしたときは、当該決定を受けた者に対し、速やかに補助金を交付するものとする。

（追加募集）

第8条 市長は、第6条の規定により決定した補助金の交付決定額の総額が当該年度の補助金の交付に係る予算額を下回った場合は、別に定めるところにより補助金の交付申請の追加募集を行うことができる。

（交付決定の取消し等）

第9条 市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けた者がいるときは、その決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に

交付した補助金があるときは、その者に対し期限を定めてその全部又は一部の返還を求めることができる。

(処分の制限)

第10条 補助金の交付を受けた者は、当該交付対象となった補助対象家電製品を、市長の承認を得ず、この補助金の交付の目的に反して使用し、交換し、貸与し、廃棄し、売却し、譲渡し、移設し、又は担保に供してはならない。ただし、当該交付の決定の日から5年を経過する日までの期間を経過した場合は、この限りではない。

(交付決定を受けた者の協力)

第11条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、補助対象家電製品に買い換えた効果の状況に関する資料の提供その他の協力を求めることができる。

(補則)

第12条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

### 別表（第2条関係）

	対象品目	条件	台数の 上限	補助率	補助上限額
購入	ポータブル蓄電池	1 自ら居住する市内の住宅において自らの生活の用に供するため、新品（未使用であり、かつ消費者により購入されたことがないものをい	ポータブル蓄電池、エアコン又は冷蔵庫及び冷	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が	50,000円

		<p>う。以下同じ。) を購入すること</p> <p>2 可搬式の太陽光パネルと接続できるもので、蓄電容量が400Wh以上、交流(AC)100V出力端子を備えるポータブル蓄電池であること</p>	<p>凍庫のいずれか1台</p>	<p>生じた場合は、これを切り捨てた額)</p>	
買換え	エアコン	<p>1 自ら居住する市内の住宅において使用していたエアコンを、当該住宅において自らの生活の用に供するため、新品を市内事業者(鶴ヶ島市商工会加盟店を含む。以下同じ。)にて買い換えること</p> <p>2 購入時に省エネ基準達成率が目標年度2027において100%以上であること</p>			50,000円
	冷蔵庫及び冷凍庫	<p>1 自ら居住する市内の住宅において使用</p>			50,000円

		<p>していた冷蔵庫及び冷凍庫を、当該住宅において自らの生活の用に供するため、新品を市内事業者にて買い換えること</p> <p>2 購入時に省エネ基準達成率が目標年度2021において100%以上であること</p>			
	<p>LED照明器具</p>	<p>1 自ら居住する市内の住宅において使用していた照明器具（自宅の壁や天井等に固定して使用するもので、LED照明器具ではないものに限る。）を、当該住宅において自らの生活の用に供するため、LED照明器具の新品を市内事業者にて買い換えること</p> <p>2 自宅の壁や天井等に固定して使用する</p>	<p>2台まで</p>		<p>1台：5,000円</p> <p>2台：10,000円</p>

		LED照明器具であること			
--	--	--------------	--	--	--